

参議院大蔵委員会会議録第三十五号

昭和三十三年五月七日(火曜日)午後一時三十九分開会

委員の異動

四月二十七日委員宮田重文君、西田信一君、中山壽彦君及び小柳牧衛君辞任につき、その補欠として木内四郎君、岡崎眞一君、苦米地英俊君及び小澤久太郎君を議長において指名した。
五月六日委員高橋進太郎君辞任につき、その補欠として白川一雄君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 廣瀬 久忠君
理事 木内 四郎君
西川 甚五郎君
平林 剛君

委員

塩見 俊二君
田中 茂穂君
土田国太郎君
苦米地英俊君
宮澤 喜一君
天田 勝正君
大矢 正君

政府委員
大蔵政務次官 足立 篤郎君
大蔵省銀行局長 東條 猛猪君
事務局制
常任委員 木村常次郎君
会専門員

本日の会議に付した案件

○理事の辞任及び補欠の互選

○小委員会設置に関する件

○預金保障基金法案(内閣送付、予備審査)

○金融機関の経営保全等のための特別措置に関する法律案(内閣送付、予備審査)

○準備預金制度に関する法律案(内閣送付、予備審査)

○預金等に係る不当契約の取締りに関する法律案(内閣送付、予備審査)

○日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(廣瀬久忠君) これより委員会を開きます。

議事に入るに先立って、委員の異動について御報告いたします。四月二十七日付をもって宮田重文君、西田信一君、中山壽彦君、小柳牧衛君が辞任、木内四郎君、岡崎眞一君、苦米地英俊君、小澤久太郎君が委員に選任せられ、五月六日付をもって高橋進太郎君が辞任、その補欠として白川一雄君が委員に選任されました。

○委員長(廣瀬久忠君) それではまず理事の辞任に關してお諮りをいたします。本日大矢理事より、都合により本委員会の理事を辞任したい旨の申し出がありました。右申し出の通り、理事の辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(廣瀬久忠君) 御異議ないと認めます。よって許可することに決しました。つきましてはこの際ただいま辞任を許可いたしました大矢理事の補欠及び去る四月二十六日木内理事の辞任に伴い欠員となつております理事の補欠を互選したいと存じますが、先例により成規の手續を省略し、委員長の指名に御一任願うこととして御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(廣瀬久忠君) 御異議ないと認めます。それでは理事に江田委員及び木内委員を指名いたします。

○委員長(廣瀬久忠君) 次に小委員会の設置に關してお諮りいたします。本委員会におきましては、従来、毎国会、請願に關する小委員会を設け、審査の便をはかつて参つたのでありますが、本国会におきましても小委員会を設け、審査の進捗をはかりたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(廣瀬久忠君) 御異議ないと認めます。よって小委員会を設けることに決しました。なお小委員の数は七名とし、小委員及び小委員長の選定は、先例によりこれを委員長の指名に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(廣瀬久忠君) 御異議ないと認めます。それでは請願に關する小委員に西川

委員、木暮委員、苦米地委員、大矢委員、樽委員、杉山委員、天坊委員。小委員長に西川委員を指名いたします。

○委員長(廣瀬久忠君) 次に預金保障基金法案、金融機関の経営保全等のための特別措置に關する法律案、以上二案を便宜一括議題として、政府より提案理由の説明を聴取いたします。

○政府委員(足立篤郎君) ただいま議題となりました預金保障基金法案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

この法律案は、預金保障基金の制度を確立し、これに経営が困難に陥つた金融機関に対して再建資金を供給する等の業務を行はせることにより、預金者の保護をはかることを目的として行はるものであります。

金融機関が経営困難に陥つた場合、預金者保護のためには、再建の見込がある限り、再建資金を供給する等によつて、その再建をはかることが、金融機関の信用維持のため適當である場合が生ずると考えられ、現に、相互銀行の相互保障協定、信用金庫の振興預金制度など、自主的にこの種の制度を設けている業界もあるものであります。が、たまたま、最近これを発動した一、二の例についてみましても、これが決して満足なものとはいへない現状であります。再建資金の供給等のための適切な制度を整備確立することが必要であると考へられるのであります。

このような理由によりまして、先般来、金融制度調査会にはかりまして制度の成案を得、ここに法律案として御審議を願う運びとなつたのであります。以下この法律案につき、簡単にその内容を申し上げます。

第一に、基金は、金融機関の種類別に、大蔵大臣の認可を受けて設立されることとなつておりますが、大蔵大臣は、この基金が預金者等の保護をはかるのに十分な適格性を有すると認められるときに限り、これを認可することとしております。

第二に、基金に對しては、加入金融機関が、その資金量の千分の一以下で政令で定める一定割合に相當する金額を出金することとなつております。なお、この基金の公共的性格にかんがみまして、基金に對し政府が資金の貸付、債務の保証等の財政的援助をすることを考慮してあります。

第三に、基金の業務は、経営が困難ではあるが、再建の可能な金融機関に對し、再建のために必要な資金の貸付及び債務保証をすることとなつております。なお、基金が信用秩序を維持するため、必要であると判断した場合においては、支払を停止した加入金融機関に代つて、その預金を弁済することのできるものとなつております。

第四に、基金の運営には、理事及び監事が當ることとなつておりますが、加入金融機関の意向をも尊重する建前から、加入金融機関集會を設けることができることとし、役員を選任、定款

の変更、会計の決算等につき、加入金融機関の同意または承認を要するものとする。この加入金融機関集会にかけることとしておきます。

第五に、基金に対しては、法人税、事業税等につき免税措置を講ずることとしておきます。

次に金融機関の経営保全等のための特別措置に関する法律案につきまして、御説明申し上げます。

この法律案は、経営が困難に陥り再建のための特別の措置を要する金融機関について、経営の管理その他の経営保全のための制度を整備し、その再建の促進をはかり、もって預金者の保護に資することを目的とするものであります。

民間金融機関に対する現行の監督法規は、いかにして金融機関の健全経営を維持せしめようかという点に主眼をおき、一旦金融機関が経営困難に陥った場合については、業務停止を命ずる等の最後の手段のみを規定しているにとどまっております。こうした手段は、金融機関を倒産に追いやる公算が多いため、実際問題としては容易に発動しがたいというのが実情であります。従って、最近一、二の金融機関につきまして、一部経営者の業務運営が当を得なかった等のため、経営困難を招来した事例等にもかんがみまして、この際、経営困難に陥った金融機関について何等かの方法によって経営保全の措置を講じ得るような制度を整備することが適当であると考えられるに至ったのであります。

このような理由によりまして、先般

金融制度調査会にはかりまして制度の成案を得、ここに法律案として御審議を願う運びとなったのであります。

この法律案の内容とするところは、直接には金融機関自体の経営保全を目的としておりますが、その趣旨は、あくまでこれによって預金者の保護をはかるということにあるわけでありまして、その意味から、適用範囲は国民大衆の預金と密接な関係のある普通銀行、相互銀行及び信用金庫といたしまして、また、この制度はもっぱら経営困難に陥った金融機関を対象として考

えられていたものであり、適用範囲内にある金融機関一般に対する適用を考えているものではありません。従って、法律の形式としては、一般監督法規の改正の形をとることなく特別法といたしたのであります。

以下この法律案の内容について御説明申し上げます。

第一に、業務または財産の状況が著しく不良であつて、放置すれば預金者に損害を与えるおそれのある金融機関等について、大蔵大臣の選任する経営管理人による経営管理の制度を設けることとし、これにより当該金融機関の経営保全の実を挙げ得るよう所要の規定を整備いたしました。

第二に、金融機関の経営は多くその経営者の適否によって左右される実情にかんがみ、業務または財産の状況が著しく不良であり、放置すれば預金者に損害を与えるおそれのある金融機関に對して、大蔵大臣がその役員の変更を命じ得ることとしたのであります。

なお、これに関連して、改任を命ぜられた金融機関の役員就職制限の規定を設けるとともに、金融機関の役員

の責任追究について、訴訟手続上の特別を設けることとしていたしております。

第三に、経営困難に陥った金融機関を合併、営業譲渡等の方法によつて処理することが適当な場合において、これを円滑に推進するため、大蔵大臣が合併等に関し必要な措置をとり得ることとしたのであります。

第四に、以上に述べました諸制度の運用について慎重を期するため、大蔵大臣の諮問機関として少数の民間有識者委員から成る金融機関管理審議会を設けることとしたのであります。

以上、預金保障基金法案及び金融機関の経営保全等のための特別措置に関する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概略を御説明申し上げた次第でございます。

何とぞ御審議の上すみやかに御賛成賜わらんことをお願いいたします。

○委員長(廣瀬久忠君) 次に準備預金制度に関する法律案、預金等に係る不当契約の取締に関する法律案、預金保障基金法案、金融機関の経営保全等のための特別措置に関する法律案、以上四案を便宜一括議題として、政府当局より順次内容の説明を聴取いたします。

○政府委員(東條猛猪君) お手元に金融制度調査会関係資料という印刷物を御配付申し上げます。これらから御説明をいたします。四つの法案は、それぞれ金融制度調査会の報告を受けて立案いたしましたものでござい

ますので、関係資料を皆さん方に、引用しながら御説明申し上げます。

第一番に準備預金制度に関する法律案でございますが、これは先回お聞き取りを願いました提案理由の説明でも

申し上げましたように、一般大衆から預金を取つております金融機関に對しまして、その預かりました預金額の一定割合の現金を日本銀行に預入させるといふ制度を法律的に作りまして、その日本銀行への預入割合を、その当時の、そのときそのときの金融情勢に

応じまして、その割合の調整をはかりまして、通貨、金融、信用の調整に充てたいというのが制度の骨子でございます。お手元のこの資料の十ページを

ごらんいただきますと、準備預金制度に關しまして、金融制度調査会から本年の二月二十一日にございました答申

の「準備預金制度に関する答申」というものが出ておるわけであります。以下申し上げることは、いずれもこの金融制度調査会からの、ここにござい

ます答申をほとんどそのまま法文化したということが申し上げられると存じます。

右申し上げましたような制度でございますので、項目として申し上げたいと思ひますのは、どういふ金融機関を対象にするかという対象金融の種類が第一点の問題でございます。

第二の点は、そういう金融機関が大衆から預かつておる預金が対象預金になるわけでございしますが、その預金の種類をどういふふうに定めるかという対象預金が第二の問題でございます。

それから、日本銀行に現金によってそれらの金融機関から預金させるわけでございしますから、その割合、準備率といふものをどういふふうにしてきめるかということが第三の問題でございます。

第一の対象金融機関の点でございますが、法律上は、法律案の上におき

ましては、銀行その他の、あるいは長期信用銀行、外国為替銀行、相互銀行、信用金庫、信用金庫連合会、農中、商中といふようなもので及ばし得るということにはいたしておるのであります

が、少くとも制度のすべり出しの当初におきましては、こういう制度の運営をなるべく機動的に、しかも簡素に行

い得るという観点から、さしあたりのところをいたしましては、銀行と長期信用銀行、外国為替銀行といふこの三つに限定をいたしまして、対象金融機関を定めるといふことが適当じゃな

らうかと、こう實際の運用の面におきましては考へておるのであります。

第二に、対象のこれらの金融機関の受け入れます預金の範囲をどの程度にするかといふことであります。これはやはり制度の趣旨から考へまして、

あまりこまかい区分けを制度のすべり出しのときは考へない、むしろ総預金といふものをとりまして、ただし為替銀行等におきましては、外貨預金を預

かつておる現状におきましては、相当部分政府から外貨預金が行われておるのであります。外貨預金は国内の金融、通貨には直接の関係がございませ

んのので、預金からは外貨預金を除くといふことが實際制度の運用としては望ましい、こう考へております。

それから準備率はどういふふうにするかといふ決定の仕組みの問題でございますが、申すまでもなく、この制度は通貨信用の調節といふことが主眼、目的でございますので、この準備率の決定につきましては、中央銀行たる日本銀行がその主体になるというこ

政策あるいは公開市場操作と相俟つて本制度の運用を行うという意味におきまして、日本銀行がその運用に當つて参入の適当であると考えておるわけでございます。ただしこの準備預金制度は、いわば法律案ができませんれば、金融機関の意思にかんにかかわらず、日本銀行が一定の割合をきめずれば、市中金融機関といたしましてはいわば強制的に預金をいたさなければならぬという行政的な色彩の強い制度でございます。またこの準備率のきめ方というのが通貨金融政策の相当大事な問題でございますので、主管大臣としての大蔵大臣の責任を果すという意味合いからいたしまして、日本銀行がその準備率をきめるに當りましては大蔵大臣の認可を受けるということが適当であると考えまして、きょうな法律案の内容に相なっております。

準備率でございますが、これは申すまでもなく、そのときそのときの金融通貨情勢によって日本銀行が定めるわけでございますが、やはり最高限は法律上きめておく必要があると存するわけでございます。本案におきましては百分の十という最高限で一応法律上最高限度としておるわけでございませう。過去の朝鮮事変直後の日本の輸出が非常に伸びましたような事例、實際の事例等を考へてみますと、朝鮮事変後におきましては一年間にやはり市中金融機関の百分の十程度の幅をもって日本銀行の市中銀行に対する貸し出しは動いております。そういう過去の事例から考えまして、最高限といたしましては百分の十、従ひまして百分の十の範囲内におきまして日本銀行がきめる、こういうことに相なるわけでございます。ただもちろん百分の十と定められても、そのときの通貨情勢、この率は慎重にきめらるべきものでありまして、今日のごとき金融情勢におきましては、そう大幅な高い率ということとは實際問題として行われぬ、かようにわれわれは考へておるわけでございます。

あとはきわめて技術的な点でございますが、市中金融機関は、日本銀行で定められた準備率によって計算をいたしました現金の預金を日本銀行にしておらない、月中——この制度の實際の仕組みは一カ月間で区切りまして、一カ月の間に金融機関が日本銀行にしておる預金と一般大衆からとっておりする預金とを比較いたしましたとして、果して十分預けておるかどうかという計算をいたすわけでございます。預け足りない場合におきましては、日本銀行の商業手形の割引歩合、現在二銭一厘でございますが、それに一銭を加えまして三銭一厘のいわば納付金を関係金融機関から日本銀行に出す、日本銀行はその納付金を国庫に納付する、これは罰金的な色彩を持つておるものでありますが、預金が率に達していないという場合におきましてはきょうな罰則的な規定を設けた次第でございます。以上が簡単にございませうが準備預金制度の内容でございます。

法律案におきまして取締つていただきたいと考へておりますのは、金融機関に預金等をいたします預金者が正規の預金等に伴います正規の金利のほかは特別の金銭上の利益、裏利とか特利とか通常申しておりますが、そういう特別の金銭上の利益を得る目的をもちまして、特定の第三者を通じまして、自分の預金を金融機関にするから、その金融機関から特定の第三者に見合いに貸付をしてもいいという、いわゆる貸付とひもつきの貸付が第三者に行われる、しかもその預金者は正規の金利以外に金銭上の利益を得る、しかもこれは申すまでもないことであるが、その預金が金融機関から第三者に貸し付けられました債権の担保にならない場合——担保になつておりますれば、期限が参りますれば、しかも債務の返済が行われぬ場合におきましては、その預金債務を金融機関として免れるわけでありませうが弊害はございませうが、預金債権が担保にならないという場合におきましては、その預金等をいたした者はそういう契約をすることができないという、禁止をしたいという趣旨でございます。

次のカテゴリーといたしましては、そういうふうな預金者が直接金融機関に、あるいは特定の第三者と通ずるといふこともあるわけでありませうが、その間に媒介者が立つておる、ブローカーがおるという事例もあるわけでありませう。ブローカーがおります場合には、預金者が、預金債権に關連をいたしまして、預金者にやはり特別の金銭上の利益を得させるという目的で、特定の第三者なり、あるいはブローカー本人に對しまして金融機関から金を貸す。しかもその預金債権というものは担保にならないという事態におきまして、そういう契約をしてはならない、禁止したいというの、この導入の預金の、しかも媒介者のブローカーのある場合の事例でございます。この場合におきましては、法律上の要件といひましては、正規の金利以外に特別の金銭上の利益を得ますのは当該預金者であるといふことを念のために申し上げておきたいのであります。媒介者が取得いたします手数料の最高限度につきましては、資金受入れ等に関する法律というものがございませう。御承知の通りであります。その法律をもちまして媒介者の手数料は別途規制されておりますので、本法律案におきましては、特別の金銭上の利益というものは、預金者に関して、法律上の要件を定めおるわけでございます。かようなことで、預金者あるいは媒介者を取り締るわけでありませうが、同時に、きょうな相手方となつております金融機関も同様、あるいは知るかきで、あるにかかわらず、そういう契約をいたすといふことは金融機関も不都合でありませうので、金融機関についても禁止規定を置きたい、かようなことでございませう。こういう禁止規定に違反をいたしました者につきましては、他の法令上の処罰関係との権衡も考へまして、違反者に対しては三年以下の懲役または三十万円以下の罰金、あるいはこれの併科といふことも罰則の内容として考へておる次第でございます。

次に、先ほど提案理由の説明を政務次官から申し上げましたが、預金保障基金法案の要綱でございますが、先ほどお聞き取りいただきましたことで法案の内容は尽きておると思ひますが、これにつきましては、お手元の金融制度調査会関係資料の八九九ページに「預金者保護等のための制度に関する答申」というのが金融制度調査会から一月二十三日に出たものであります。この総論に出ておるわけでありませう。預金者保護等のための制度として、以下申し上げるような制度は必要でありますけれども、同時に十分こういう金融機関について、こういう不始末の生じないように、監督官庁として事前の監督あるいは検査指導に遺憾ないよう期すべきである。つまりこれからお聞き取りいただきますような経営困難に陥つた場合に対処するようないろいろな方策というものは、いわば処置をいたしましては適當なことではないのであつて、こういう事態に立ち至らないような事前処置を十分監督官庁としていたすべきである、といふことを答申の中に織り込みつつ、しかも今日のいろいろの事態にかんがみまして、万一経営困難に陥つたような場合は、この預金保障基金でありますとか、あるいは経営管理でありますとか、そういうようなことはやむを得ないだろうといふことに、この答申はなつておるわけでありませう。

なお申し上げましたが、ただいま御説明申し上げました導入預金の取締りに關しまして、この今ごらんをいただいております「預金者保護等のための制度に関する答申」の一番終りに、導入預金の取締り等といふことで、

く簡単ではございますが、最近の事態にかんがみて、やはり導入預金の取締りをやられた方がよろしかろうという趣旨が出ておりますので、はなはだ前後いたしました。御説明を付け加えておきます。

そこで、この預金保障基金の法律案が成立いたしました場合の実際の姿を申し上げて参つた方がむしろよろしかろうと思ひますが、これは各金融機関別にこの預金保障基金を作るといふ構想でありますが、関係業界といふところ打ち合せをいたしました結果、法律といたしましては、相互銀行に一つ、それから信用金庫に一つ、こゝういふふうに基金を作るといふ申請が出る打ち合せになつております。そして基金の総額といふしましては、さしあたり各三十億、つまり相互銀行の方に三十億、信用金庫の方に三十億、そしてこの三十億の金額を大体十年間にできましように、各関係の金融機関から、この法律のいわゆる出えんをして参るといふことであります。そこで出えんの割合であります。相互銀行にいたしましては、信用金庫にいたしましては、大体概算ではなはだ恐縮であります。各三千億をこえますところの預金がございますので、大体その千分の一以内といふことにいたしまして、年額三億圓見当の出えん金を積み立ててもらひまして、そしてこの基金を十年間ぐらゐに作つて参りたい、三十億の金額を積み立てて参りたい、こゝういふわけでございます。そこで、この基金の設立は、もちろん強制ではございませんで、大蔵大臣に申請をいたしまして、認可を得て作ることにするのであります。

すが私もといたしましては、この基金が終局的には預金者の保護という観点から見まして、制度のスタートが望ましい、基金のできることが望ましい、こゝう考えますので、できるだけ各業界の全員の参加を希望いたしておるわけでありまして、そして申請がございまして場合に、申請の内容を審査いたしまして、この程度の申請内容であるならば、基金を作つても十分その目的が達成できるといふ場合に限つて、設立の認可をいたす、こゝういふ考え方をいたしておるわけでございます。さうなことでこの基金がございまして、さうなことでこの基金の性格はいわゆる社団的な法人ではございませんで、出資者総会といふものがございまして、出資者総会といふものがございまして、その総会といふところの大事なこととは決定して参るといふことになるわけでありまして、この基金の目的と申しますのは、お聞き取り願つておきますように、多分にいわば公共的なものである。しかも一つの基金の目的は、経営が困難になりましたが、金を出してやれば立ち直るといふ金融機関に再建資金を供給する、これが主たる業務でございます。ある金融機関で、万一の金融機関がもう再建の見込みがないという場合におきまして、この基金の当事者、責任当局が、理事が、その閉鎖いたしました金融機関の預金者、しかも低額の預金者に、当該金融機関にかつて代払いをしてやることである。代払いもできるという基金の役目を一つ課したのであります。さういふことで、この基金の性格はいわば普通の社団の資金を運用していくといふ

ような觀念とはだいぶ違ひまして、公共的なもの、しかも場合によつてはある程度規制もございするを得ないといふようなものでございするもので、むしろこれは財団的なものに近いといふ法律的性格を考へております。従ひまして、出資といふ言葉を使わないで、出えんといふ言葉を使つておられますが、これも御承知のように、信用保証協会といふものの基金が、やはり同じような法律的性格であるといふこと、あえて出えんといふ言葉を使つておるのも、さういふ基金の性格から出たものであります。さういふわけで、多分に財団的な色彩が強いわけでありまして、やはりこの基金の性格から、加入金融機関の意思といふものを相当生かしてやりたい。また、できるだけさういふ加入金融機関の自主的運営、管理ができるようにしたい。そこで、先ほどお聞き取り願ひましたように、出資者総会、出えん者の加入金融機関の總會といふものを、いわば基金の外に、法律的に厳格に申し上げます。外に、基金の中ではなしに、基金の外に加入金融機関の總會を作るといふやうなことに相なつておるわけでありまして、さういふわけでございます。で、この基金の運営あるいは管理には、できるだけ自主的な運営ができるようにしたい。相当いろいろのこと、法律で規定ができる。かようなことに法律の仕組みをいたしておるわけでございます。

なお、先ほど申しましたように、三十億といふ基金にいたしても、十年間もかかるということでございます。万一の間にいろいろ資金の必要が生じまして、積み立てた資金では十分でないということも予想されます。では、かの、政府あるいは銀行その他の金融機関からの借入れができる。また、政府は国会の議決を経た金額の範囲内におきまして、さういふ基金が借入れをいたす場合におきまして、債務の保証をすることができ、基金の債務について保証ができるという規定を置きまして、さういふ場合の一時的な資金のつなぎ対策といふことをやつて参りたい。さう考へておるわけでありまして、本法律案の付則に、本年度の問題といたしましては、五十四億圓を限つて国庫が債務の保証ができるという規定を置いてございまして、五十四億圓と申しますのは、先ほど申しましたように、二つの基金がございするといふ予定で、二十七億圓ずつ、さういふことで、三億圓は初年度に大体出えんによつて積み立てることができるということでございます。三億圓は初年度に二十七億圓の三億圓を差し引きまして、二十七億圓が政府の保証債務の対象になつておる。かような仕組みに相なつておるわけでありまして。

次に金融機関の経営保全等のための特別措置に関する法律案を御説明いたしますが、実はこれは今御説明いたしました基金と多少の関連もあるわけでございます。と申し上げますのは、預金保障基金によりまして再建資金を出すという事態を考へてみますと、やはり一般大衆から預金の受け入れをいたしたものでございするわけで、できるだけ金融機関自体にいたしましては、再建の可能性があれば再建させたい。さうして、大衆の預金に迷惑をかけたくないといふことでありますけれども、やはりさういふ不始末を生ずるに至つた場合、多く経営者に責任があるわけでありまして、さういふことを考へますと、経営が困難に陥つた金融機関につきましては、金融機関自体は存続せしめるけれども、やはり不始末のあつた経営者には経営者としての責任はともらうといふことが必要であらう。こゝういふふうに考へておるわけでありまして。

先ほどお聞き取りいたしましたように、第一の内容は経営管理といふことに相なつております。そこで経営管理を實際にどういふ場合に発動すべきかといふことであります。さういふことの考え方といたしましては、かりに経営者が適當でないといふ場合におきまして、さういふ役員を交替してもらふ。さうして、任意に役員を交替してもらふ。さういふ場合においては、さういふ役員に迷惑をかけるという場合においては、役員に對しまして解任命令を出すといふことをいたせば、多くの場合、経営陣の刷新もできまして、金融機関の立ち直りもできると思ふのであります。たとへば、株主總會でありますとか、あるいは総代会でありますとか、いろいろの實際上の事情から、経営者にはかわつてもらひたいが、新しい後任の経営者が、迅速に、しかも責任者が、どうも株主總會とか、総代会にまかしておいたのでは適當な人の選任がむづかしい、あるいはおくれるといふやうな場合におきまして、初めてこの経営管理という、いわば強い国家の権力を背景にいたしたさういふことを発動すべきである、こゝういふよ

うに考へております。それからなお事務柄の重大性に考へまして、あとで申し上げます金融機関管理審議会というものを作りまして、審議会にかけまして初めてこの管理命令は発動するという、慎重な手続が必要である、こういう法律の内容に相なつておるわけでありませう。そこで具体的にどういふ場合かと申しますと、金融機関から経営管理をやつてもらいたいという申し出があつた場合、あるいは金融機関の業務、財産の状況がいちじるしく不良でございまして、その再建のために再建資金の貸し付けを受けておる、あるいはこれから受ける必要があるという場合には、その再建資金の供給をする側から申し出があつた場合、それから申し出がありましても、おぼつておけば預金者に損害を与えるおそれがある場合ということであります。なお申し落しました、この場合の金融機関と申しますのは、相互銀行、信用金庫に限定するといふつもりではございまして、銀行法に規定いたします一般の銀行、それをも含めまして、銀行、相互銀行、信用金庫という三者に適用があるわけでありませう。それから、そういう経営管理の命令を出しました場合におきましては、これはやはり経営管理人といふものを置く必要があるわけでありませう。これは金融機関でありませうか、あるいは金融に關しまして十分な知識と経験を有するといふ者から大蔵大臣が選任いたしますことになるわけでありませう。こういう経営管理人といふ、いわば特殊の法律的な立場にございまして、その経営管理人の法律上の地位をどうするか、どういふふうに規定すべきか。ま

たその権限をどういふふうに規定いたすべきか。それから経営管理人が漠然と経営管理いたすのでは、もちろんその実をあげるわけに参りませんので、再建計画を立てる必要があるわけでありませう。再建計画を立てまして、はつきりした計画に基いてこの経営管理人が再建に當つて参る。そうして、その再建計画は、やはり大蔵大臣の認可を受ける必要があるといふことで、その再建計画をどういふふうに立て、またどういふふうに進捗して参るかといううな、極めて法律的に技術的なことか内容まで立ち至りまして、この経営管理に伴います法律関係を律してございませう。従いまして、この要綱でも、はなはだごたごたいたしてございましてお見苦しいと思ひますが、そういう、きわめて技術的な法律関係に相なつておられます。なお会社更生法がいわばこれに類するような法律関係にございませうが、一言で申し上げますと、会社更生法の場合におきましては、会社に対する第三者の権利関係にも相当影響があるような法律構成に相なつておられますが、この金融機関の経営管理の場合におきましては、金融機関の内部の機構をしっかりと立てるといふことで、この経営管理人の地位でありますとか、あるいは再建計画といふものは、しっかりとしたものを作らなければならぬが、預金者でありませうか、あるいは銀行との取引を有する債権者でありませうか、そういう対第三者の關係は影響を与え得ないよう、内部の陣容を立て直すといふ点が、会社更生法と預金保障基金法と比較的似ておりませうが、根本的に違つておる点であるといふことを申し添えておき

ます。それから先ほどもちよつと触れましたが、経営管理といふのは、そういうきわめて異例の場合でございませうが、経営の不始末になりまして場合におきましては、こういう事例も、良識ある金融機関としてはきわめてまれな事例でありませうが、やはり役員の解任をいたさなければならぬ。しかも自発的にはなかなか急速に立て直してできないといふ場合におきましては、金融機関管理審議会の議を経て役員解任命令がでるという道を開いていただきたい、こういうわけでありませう。それから合併等の命令でございませうが、これは先ほども申し上げましたやうな、たとえば経営管理を受けておられますといふやうな、やはり預金者の保護等をはかりますためには、その弱小の金融機関に合併等をせしめることが適當であるといふ場合におきましては、相手方金融機関の合意がありませうが、相手方金融機関の合意があら、管理審議会に諮るというところは当然なことでありませう。そういうことであります。これは提案理由でもお聞き取りいただきましたように、私どももいたしましては、あくまでも一般の金融機関にこんなことがあるといふことは毛頭考へておりませう。ごく例外的に、困つた事態が起りまして、いわば経営の困難に陥りまして、再建のために特別な措置を要する、しかも放つておけば預金者に迷惑をかけそうだといふ場合に、金融機関管理審議会

というものを議を經まして十分慎重にやる。従つて法律の構成にいたしました。この金融機関に對して、慎重な手続を経て、特別な措置を講ずる道を開いていただきたいといふのが、この法律案の内容でございませう。一応御説明を終ります。○委員長(廣瀬久忠君) 以上四つの案の質疑は都合により後日に譲ります。○委員長(廣瀬久忠君) 次に日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案を議題として、事務当局より補足説明を取いたします。○政府委員(東條猛猪君) お手元に日本輸出入銀行の業務概況というプリントを差し出してございませう。現行法律と御審議をお願いいたしてございませう。法律案との対照につきましましては、前回の委員会でも御説明を申し上げましたので、きょうはもつぱらこの日本輸出入銀行の業務の現状から見まして、お願いをいたしてございませう。改正法律案の内容はどの程度のウエイトと申しますか、關係を持つのかといふことを、計数的な観点からごらんをいたしたいと思ひます。きょう御説明をさせていただきます。このプリントの十ページを開きただきたといふ存じませう。これは日本輸出入銀行が昭和二十五年に開行いたしましたから本年の三月三十一日までの累計といたしまして、どういふ融資状況であるかといふことでございませう。これは輸出入銀行が開行以來今日まで融資をしようといふ承諾をいたしました金額の累計でございませう。ごらんをいただきたと思ひます。これは、まず合

計の欄でございませうが、千九百二十七億八千五百万円というものが、今日までの融資承諾額の累計でございませう。このうち日本からのプラント類の輸出に伴います融資の承諾の合計額は、輸出という欄がございまして、千九百七億八千九百万円といふことでございまして、今ごらんいただきました合計の千九百二十七億のうち実に九九%、その下の欄にパーセンテージで九九%とあつてございませうが、全体の融資承諾額の九九%は、この輸出に伴います。なおまた千九百七億円の輸出の承諾額のうち、一番左の欄をごらんいただきますと、船舶という欄がございませう。日本からの輸出のこの千九百七億のうちの千三百三十四億、これは船舶輸出に伴います。この千九百七億の輸出の承諾額でございまして、全体の一〇%の六九・二%が船舶の輸出であるのでございませう。つまり輸出入銀行は千九百二十七億の融資承諾がございませうが、もう九百%までは輸出であり、そのうち約七割は船舶の輸出であるといふのがこの実態でございませう。なおまたこの船舶の欄をごらんいただきますと、中南米あるいはアフリカといふのが船舶輸出の仕向地の大半でございまして、アフリカは申すまでもなくリベリア共和国、まあ、あすこの資本が相当米國系の資本が有力であるといふことは御承知の通りであります。こういうやうなところが船舶輸出のしかも大半筋であるといふ表でございませう。なお、ついでをもつて恐縮であります。その次をめぐつていただきますと、十一ページには、今ごらんをいただきた千九百二十七億の融資の累

計が年度別に見るとどういうことに相なつておるか、つまり二十五年から開行いたしまして二十七年の末までは百九十四億の融資承諾ということで、あまり伸びなかったものでありますが、二十九年度ぐらゐから伸び始めて、三十年度六百十二億、三十一年度五百八十億、最近におきまして輸出の承諾もふえるという年度別、しかも、また品目別にあらんをいただきたいという表でございます。

その次に十二ページで、これは年度別に、しかも仕向地別にこれをあらんをいただきたいということでございます。時間がありませんで、一応説明を省略させていただきますが、そういう表でございます。

それから十三ページ、これはやはり品目別に、しかも年度別に、特に大口の輸出金融を分けてみるとうなるかという表でございます。そこで、先ほど申し上げましたように九十九までは輸出でございますけれども、海外投資ということも若干はあるわけであります。それは一体どういふ内容のものであるのかというのがこの十四ページの欄でございます。つまり輸銀が開行以來十八億六千六百萬の融資承諾をいたしておるわけでございます。輸銀の融資承諾のほかに、もちろん企業といひましては、自己資本あるいはその他の金融機関から調達をいたしました資金があるわけでありますので、投資の金額をいたしましては、左の欄の三十一億でございますが、十八億六千六百萬の投資についての輸銀の承諾があるわけでありませんで、これを十十六件しかございせんので、品目別——品目別と申しますよりは、

投資の事業別それから相手国別に掲げましたものが、その下の品目別相手国別内訳という欄でございます。これによりまして輸銀が開行以來承諾をいたしました海外投資はどういふようなものがあるのかということ、この表であらんをいただきたい、こう思うわけでございます。

その次に海外資源開発金融、これはちよつと角度を変えまして、海外の資源を開発いたします場合におきましては、日本からプラント輸出の形で輸出が行われる場合もございますし、それから今あらんをいただきましたような海外投資——合弁事業に対して日本から投資をするという、合弁事業の形で出て参りますこともございますし、それから日本の会社あるいは日本人が海外で自分の名前において事業をいたす——合弁形態をとらないという海外事業という形があるわけであります。が、それらを通じて、いわゆる海外資源の開発金融はどれくらい行われておるかというものが、その次の表でございまして、この表であらんをいただきますように、融資の承諾額をいたしましては二十六億ある。投資よりは若干プラントその他が上回るわけであります。それは一体どういふものがあるのかという細目表が、その次の十六ページに付けてあります表でございます。以上申し上げましたように、現在まで輸銀の業務は、圧倒的大部分が輸出でございますが、今度法律案をもつてお願いをいたしておりますのは、たとえば例示的に申し上げますと、こういうプラントの輸出と付加一体的に日本が技術が輸出せられるという場合におきましては、現在融資の対象になつておるのであります。

ておるのであります。最近、またこれはもちろん商談が成立しておるといふわけじゃございせんが、東南アジア方面の国では、たとえば現地に水力発電を興したい。日本の技術者に来てもらつて調査とか設計をしてもらいたいというふうな話があるわけであります。調査、設計をいたしました場合に、そのあと果して日本からの機械とかあるいはプラントの輸出が伴いますかどうか、これは設計ができて今後の問題であります。見当はつかないわけでありませんで、ともかくあとの機械、設備類は別として、この際としては、日本人の技術者に来てもらつて、調査設計をしてもらいたいという実例があるわけであります。そういう場合には、やはり水力発電でございますので、相当長期の、向うといたしましては延べ払いでございますが、現在の輸出入銀行法では、どうもプラント輸出を現在において伴わないという場合におきましては融資の対象にならないということになっております。それでは不便でございますので、調査、設計だけをとりあへずやる、あとのことはわからないという場合にございまして、輸銀から必要によつては融資ができるという道を開いておいていただきたいというのが、御説明申し上げましたような技術の輸出の場合だけでも輸銀の融資対象にしたい、こういう事例でございます。

それからお願いいたしております第二の事例として申し上げますと、たとえば今ブラジルで鉄鋼業、製鉄事業をやりたいというふうな、い

わゆるミナスの製鉄事業というふうな計画があるわけであります。これを日本側としてはどういふふうに協力をすべきか、これは今後の話し合いの問題でございますが、考えられる一つの形をいたしましては、日本にありませんで、複数の会社がやはりそれに参加すべきである。しかし、ばらばらにやつたのではうまくいかないという場合に、日本に投資会社を作りまして、対外的にはその投資会社が、トンネルと申しますか、一つの会社として現地には臨む。しかしその投資会社には、内地のメーカーなり、いろいろのものが出資をいたしましてこの投資会社が、資金会社に対して出資をいたします。資金につきましても輸銀が融資の道をあけるようにしていただきたい。現在海外投資については輸銀の融資の対象となります。日本のプラント輸出を伴います場合あるいは日本が輸入をいたします場合の市場が有利に転換ができれば、場合というように、海外投資の場合を限定いたしております。今申し上げましたような製鉄会社の資金というふうなことでございまして、どうもそのいすれにも必ずしも明確に該当しがたない。しかしやはりいろいろの観点から考えまして海外投資が適当であるという労働におきましては、そういう内地の投資会社に対する出資資金も輸銀の対象にしたい、こういうのが一つの事例でございます。それからなお海外投資の一つの事例をいたしましては、たとえば東南アジア方面におきまして合弁会社をやるといふ場合におきまして、先方では日本の株の持ち分が五〇%をこえるというふうなことは、

先方の民族感情と申しますか、感情からして、やはり日本の株の持ち分は半数以下ということ要望する事例が多いことは、御承知の通りでございます。ところが、いよいよ合弁事業をやるというふうな場合におきまして、向うの株主側において株の払い込み資金の調達にすぐにはできないというふうな事例もあるわけであります。そういう場合には、日本の出資者が相手方の株主の払い込み資金を一時融資してやるということも實際問題として考えられるわけであります。そういう場合におきましても、輸銀が国内のそういう出資者に対してそういう資金の融資ができるというふうな道も開き願いたい、というふうな考えをわけであります。

それから、これからいろいろと経済協力関係の話が進んで参りますと、海外におきましていろいろの開業事業が行われる。その開業事業の一方の当事者は、政府自体あるいは地方公共団体あるいは外国の政府関係機関があるわけであります。そういう場合に、その開業をせられた資源の大部分が日本に流れる。しかもその開業をするにつかまして、その設備資材というものが相当部分が日本からの輸出を伴うというように、はつきりいたしました場合に、おきましては、輸銀が直接その外国の政府あるいは外国の地方公共団体あるいは外国の政府関係機関といふものに對しまして融資ができるという道をやはりお開き願う方が、今後の経済協力関係のために要当であるというふうな考え方をいたしているわけであります。以上が大体海外投資関係であります。が、右に申し上げましたように、輸銀の現状からいたしますと一%未満のも

のでありまして、非常に大げさに聞えるかも知れませんが、業務自体としてはきわめてウニットの軽い問題であり、その後の事態を考えると、そういう投資の場合にそういういろいろの事態に應じ得るような道を開き、いたしたいということになります。

その次は、輸銀の貸付金の償還期限の問題でございますが、現行制度におきましては、輸出入金融は五年、海外投資金融は十年という原則を立てまして、その原則によりがたいものはおの五年まで延長できるということに相なっております。最近起つての事例といたしまして、アラスカ・ペルプの事例がございます。アラスカ・ペルプは、申すまでもなくアラスカで山を拓きまして木を切つてペルプを作つて日本に持つてくる。現地でももちろんペルプを売りますが、そういう構想でございますが、この事業資金を一部、一千万ドルないし二千万ドルをニューヨーク市場におきまして調達したいということ、ただいま会社側で努力いたしているわけであります。

ニューヨークで起債ができますためには輸出入銀行の保証が必要でございます。つまり会社が金を借りますが、日本の輸出入銀行がその債務の保証をしてもらいたいということを先方が申し込んでいるわけでありまして、そういう調達資金の保証ということは、これはやはり事業が適当であるならば輸銀の業務として適当であると思うのであります。ところが、そういう事例におきましては、十年間とかあるいは例外的に十五年というように期限を限定いたしておきますことは、その外国におけるそういう起債との関係でかえつて実は日本

の立場を悪くすると申しますか、もう少し長い金を借りたいたうときに実は不便であるというようにもござりますので、この際、償還期限の輸出入金融五年、海外投資十年という原則はあくまで原則でございますが、例外的にやむを得ない場合におきましては、必ずしも五年ということに拘泥することがないというように伸縮性をもたしていただきたいたうのが、償還期限に關します今度の法律案の内容になっております。

なお、はなはだ蛇足でございますが、以上の道をお開き願ひましても、輸出入銀行は現在まで業務の運営はきつめて堅実に経営が行われておりますし、制度をお開き願つても乱に流れることのないように、輸銀當局者といったしましても従来通り経営に當つて参りたいというつもりでおりますし、また私ももしも十分その辺につきましてもは配慮をいたして参りたいと思つております。

なお、今申し上げましたようなことで、相当今後いろいろな輸銀の業務もだんだんと繁忙を加えて参るといふことが予想されます。現在輸出入銀行の陣容は総裁一名、副総裁一名、理事三名というところになっておりますが、そういうこととござりますので、この際、理事二名の定員の増加をお願い申し上げます。開銀が理事七名ということになつておりますが、さうな観点から考えまして、二名の増員をお願いいたしますことは決して多過ぎることはないであらうというところで、定員の増加も、はなはだこまかい問題であります。が、お願い申し上げます。いふことも、あわせて付け加えて申し上げます。

と思ひます。以上であります。

○委員長(廣瀬久忠君) 質疑を行ひます。

○天田勝正君 こまかい問題からお伺ひしますが、一番最後の説明にありまして理事の定員をふやす。それは開銀との比較においてむしろ少な過ぎるからという意味だと思ひます。ところが、その開銀の比較などよりも、一輸出入銀行それ自体としては、今の定員で足りないのか足りるのか、こういうことについては説明がなかつたわけなんです。開銀の方が七名ならば、それがむしろ用がなければ、そつちを減らした方がいいという議論になるのであつて、これは一体どうしてここへ理事を二名加えなければならぬのですか。私は大体副総裁などというものは全く無用の長物だとさえ考えておる。総裁が何ならば、定款変更で理事のだからが代ればよいということでもいいのであつて、むだな人員を配置する必要はないと思うのですが、輸出入銀行としては、どうしても理事という形で、つまり役員という形で二名ふやさないければ仕事は差しかつてくるのですか。

○政府委員(東條猛猪君) 私の御説明がまずございまして申しわけでございますが、開銀銀行は現在理事七名になっておりますが、現在の役員は定員をいましておつたというのが実は開銀銀行の業務の事情でございます。なお、輸銀の問題でございます。輸出入銀行は、いろいろ事務の性質上、対外的な話し合いも多ございまして、また外国関係の状況を相當の確に把握いたしまして、また取引条件その他にいたしまして、刻々に海外の金利情勢がどう

うなつておるか、また諸外国の延べ払い、諸外国はどういうような条件を出しておるか、これはもちろん商社でありますとか、あるいは一般の金融機関等におきましても、そういう情報を集めておるわけでありまして、それども、やはり政府関係機関にいたしまして、相當プラント輸出に大事な役割を占めております輸銀にいたしましては、そういう対外的ないろいろな関係あるいは情勢の把握ということには力をいたさなければならぬわけでありまして、また今後、日本の対外的な経済協力というやうな問題がだんだんと重要性を加えて参ると思つておられますが、そういう場合におきましては、従来とはまた變つた、新しいと申しますか、というやうな部門も出て参ります。ただいままで五人の役員でまゐつてはなはだ手一ぱいの仕事をいたしておつたという現状から考えまして、開銀の比較とか何とかがございまして、開銀自体の業務の事情から判断をいたしまして、この程度の増員はぜひお願いいたしたいというふうに考えております。

うなつておるか、また諸外国の延べ払い、諸外国はどういうような条件を出しておるか、これはもちろん商社でありますとか、あるいは一般の金融機関等におきましても、そういう情報を集めておるわけでありまして、それども、やはり政府関係機関にいたしまして、相當プラント輸出に大事な役割を占めております輸銀にいたしましては、そういう対外的ないろいろな関係あるいは情勢の把握ということには力をいたさなければならぬわけでありまして、また今後、日本の対外的な経済協力というやうな問題がだんだんと重要性を加えて参ると思つておられますが、そういう場合におきましては、従来とはまた變つた、新しいと申しますか、というやうな部門も出て参ります。ただいままで五人の役員でまゐつてはなはだ手一ぱいの仕事をいたしておつたという現状から考えまして、開銀の比較とか何とかがございまして、開銀自体の業務の事情から判断をいたしまして、この程度の増員はぜひお願いいたしたいというふうに考えております。

○天田勝正君 私がこのことを一番先に聞いたのは、実はここへ新聞を持つてきていまして、たしか十数日前の新聞だと思ひましたが、それによりまして、今国会会明に大蔵省の次官初め勇退及びその行き先きということが、言葉が悪いですが、ちゃんと出ておつた。そして開銀銀行へ幾ら配給する、どこへ幾ら配給する、専売公社へだれがどうなつておる——全部名前を忘れました。まあ必要ならば取り寄せてきますけれども、とにかくそういうわけで、実にこの法律は、今われわれ

れが審議を始めておるわけだが、その前にちゃんと、こういう理事のいすも、もうあてはまつておるのです。大蔵省の方で。およそ不可解な極の話なんです。それで私はもう、この各役所とも外郭団体というものは根本的にこれは考え直さなければならぬと考へておるわけですが、大蔵省関係の、輸銀にしても開銀にしても、その他の外郭団体という言葉が當るかどうか知りませんが、とにかく初めは外郭団体としてでなしに法律は通るのだけれども、結果においては、大蔵省におつた人がどうも主要な役職についてしまふ、こういうことなんです。農林省だつたらみんな農林省の上の方にいた人がその外郭団体の主要な長について、こういうわけなんです。そこで私は聞きたいのは、今開銀とか輸銀とかあるいはその他の外郭団体と通称されるもの役職の前後、そういうものを一つ全部ここへお示し願ひたいのです。

○政府委員(東條猛猪君) 今手元に資料を持ち合せておりませんが、輸出入銀行につきましては、私の記憶で申し上げます。日本銀行の理事をいたしておりました方が総裁になつておられます。輸出入銀行の副総裁も同様、日本銀行の理事をしておられた方が出ておられます。それから理事三名でございしますが、一名は元の正金銀行にございまして、替り関係の専門家が理事でございまして、それから一名は、興業銀行に長く勤務いたしておりました。いふ日本の実際の産業金融のエキスパートが出ておられます。いま一名は、やはり日本銀行の外郭為替関係

やっておられた方が理事としてございます。輸出入銀行につきましてはきょうなことに相なっております。

○天田勝正君 はかの分については後ほど一つ御提出を賜わりたいと思います。

それから、さつき冒頭の御説明で、

融資の承諾額のうちの大部分は、一千九百七億円というものは輸出関係の承諾分だ、こういうことですが、そうすると自然に残りは輸入関係、こういうふうに推定されますが、わが国の現在において、輸入するものでも、かような特別の融資をしなければならぬといふものがあるとなれば、どういふものでしょうか。

○政府委員（東條猛猪君） 輸入の場合
は、申すまでもなく、普通もうこれは
商業ベースでいくわけでありまする

が、外国の資源を開発いたしましたして日本にその品物を持って参るといふ場合に、前払いをいたしまして、そして、その實際問題といたしましては、資源の開発資金に充てられるという、いわば前払いの長期の輸入資金というものでありまして、実質的のいわば資源の開発資金というものが多いといふふうにお考えいただきたいと思ひます。短期の輸入資金につきましてはもちろん輸出入銀行は関与いたしません。

○天田勝正君 具体的例は、どこのど
ういうものでしょうか。

○政府委員(東條猛猪君) たゞえば、
仏領ニューカレドニアにおきまして、
ニッケル、銑石の採掘をいたしまして日
本に持つて参っておりますが、この場
合には、今申しました輸入の前払資金
をいたしまして、開発銀行から、金額

は僅か四千四百万円の融資の残高でありますが、かようなのがございます。

○天田勝正君 第一点の技術提携の改

正は、まことに今の国際情勢からすればけっこうな改正だと私どもも思いますが、現在予定されておるものはどういう所との技術提携ですか。

○政府委員(東條猛猪君) はなはだ具體的な事例でございますので、申し上げにくい面もありますし、それからお話を申し上げても商売の関係でありますから、うまくいかなかったじやないかという、おしかりがあるかもしれません。が、私どもの聞いておりますところでは、ビルマで水力発電の調査設計をしたいという話が参つておるといふように承知しております。またベトナムあたりでもさような計画があるやに聞きますのであります。

○天田勝正君　中近東と通稱言われておるところは、要するに両陣營の入り乱れたような角逐の場といつてもいいくらい状態になっておりますが、ああいう所に対する技術提携などは目下のところ何ら計画はございませんか。

○政府委員（東條猛猪君）　まだこの席で申し上げるほどの具体的なものは聞いておりません。

○天田勝正君 通商の關係を深く言いますと、これは通産關係になるでしょう。

うから、またあらためてそういう人に出でたいて御質問いたします。

この改正の第五点、借入金と、それから債務保証の限度を改める、こういうことであります。この借入金と債務保証の合計額が自己資本額以内であった、今までそうであつたわけです。ところが、今度これを、借入金については自己資本の二倍とするし、貸付と債

務保証の合計額は自己資本と借入金の限度額の合計額以内、こういうことに直すというわけです。そこで、今までに制限のあった借入金及び債務保証で現実非常に支障があったという事態が生じたのですか。

○政府委員(東條猛猪君) 今まではお話を通りに借入金は自己資本ということとなつておるわけでありまするが、本年度の財政投融資のところで御審議いただきましたように、ことしは、いわゆる出資はございませんで、資金運用部からの借り入れで参るわけでございまして。そういう状況でありますので、この際といたしまして、やはりこの借入金の限度を自己資本の二倍というふうにお改め願つておくことが必要である。計数的に申し上げますと、本年度末におきまして、現在のように自己資本そのものということにいたしておきますと、約四十五億くらい不足を生じて参るおそれがありますというふうに考へておるわけであります。

それから後段の点でございますが、貸付と債務保証の合計額が自己資本と借入金の合計額の限度を超えないとい

うことは、実は今申し上げましたことのうらはらになりました、こういうふうに着入金の限度を自己資本の二倍というふうに拡張を願うということでありますれば、積極的な貸付なり債権、あるいは将来債権になり得ますところの潜在的な債務保証というものの合計額がこの自己資本と借入金との合計を超えするというような、つまり、自分の資本を超えた運用というものはやるべきでないだろうというふうに考えるわけでありまして、まあ直接の関係はございませんが、前段との関連において

て、こういうかんぬきと申しますか、限度を確立しておくことが適當であろう、こういう考え方でございます。

○天田勝正君　これはまあ前段と後段とは、前段がきまれば後段もきまってくるという関係ですから、問題は前段

のところなんですが、借入金の限度額というものが、食費特別会計であるとか、あるいは特別会計のものならば、一々本国会に承認を求めて法律改正という形もとるわけですが、これは限度額をずっと幅広くしますと、あとはそのランクで自由操作ができる、こういうことになるわけで、そこで私としては、一挙にこう倍にしないで、何かそこにはやりワタを——これだつてワタ

はワクですが、小刻みのワクというか、そういうふうに徐々にやっていった方がいいんじゃないかという気がするのです。特段の根拠があるわけではありません。しかし、それはどうしても一挙に倍にしなければならぬ御説明があれば、別にこれにこだわるつもりはないのですけれども、どうしてもこの点、倍にしなければ不都合ですかね。

○政府委員(東條猛猪君) この点が、従来の輸銀の業務の實際の運営の仕方をごらんいただきますと、私からこういうことを申し上げますのは手前みそに聞こえて非常に不聞き苦しいと思いますが、ほんとのビジネス・ベースで輸銀の業務の運営というものは実は手前みそで、自己資本の二倍ということにして、自己資本の二倍と見なすと、一見どうも野放図になるのじゃないかとお感じになるかもしれませんが、やはりある程度幅をちようだいをいたしまして、いろいろ

いろいろの國際情勢に應じまして、輸銀といたしまして資金の調達を必要とするということが出て参るわけでありまゝです。そういう場合に一般会計からの出資はいろいろな状況から困難であるという事でございまして、勢いこれは

借入金によらざるを得ないということになりますので、自己資本の現在倍、自己資本の増額でございますが、これを二倍という程度でございますれば、従来の輸銀の業務の執行の実情また預金というものの性格から、相当国際的な幅を持たしていただくことが望ましいという観点から、御了承賜ればありがたい、こう存ずるわけでございます。

○天田勝正君 別段これは反対の意味で質問申し上げているものではございませんけれども、問題は要するにその融資力いかにいうことにかかってくるところと想うんです。さっき融資の承諾額の説明を聞いたんですが、今現在今現在という時点もいろいろあるけれども、年間野放しといいますが、にしておいて、融資希望をそのままとすれば、どのくらいその融資希望がある

るものですか、融資希望の年間の総額。
 ○政府委員(東條猛猪君) 三十二年度
 といったしまして、融資承諾額でなくて
 現実の貸し出しの見込みと申します
 か、これは六百九十二億円を一応見込
 んでおります。

○天田勝正君 それは申し込みでなく、輸出入業者からの申し込みということではなく、資金量がそうだということですか。

○政府委員（東條猛猪君）　もちろん業者からの申し込みでございませんで、通産省あたりもいろいろとプラン

ト輸出の計画の見込額を持っておりま
す。そういう役所側から見ましたこの
程度は要るだろうという実際の資金の
所要額でございます。融資承諾額では
ございません。

○大矢正君 この中共、ソ連、俗にい
う共産圏との貿易についても、やはり
輸出入銀行では金を貸すのですか。

○政府委員(東條猛猪君) 法制的には
別に制限はございません。それから実
際そういうものがあるかというお尋ね
でございますれば、ただいまのところ
はございません。

○大矢正君 法律的にまさか中共貿易
だからこれには金を貸してはいかぬ、
ソ連貿易だからいかぬ、ということ
は、もちろん法律の建前からあるべき
ではないと思いますが、実際の姿とし
て、中共貿易ないしソ連、特に東欧諸
国との貿易も最近活発になってきたに
もかわらず、輸出入銀行からの資金
の貸付ということがいまだにないとい
うことは、これは一体何に起因してい
るのでしょうか。

○政府委員(東條猛猪君) 言うまでも
なく、輸出入銀行の立場というものは、
実はあくまでも受け身の立場であ
りまして、プラント輸出が民間で商売
ができた、そうして自己資本ではこれ
だけしか調達できない、その他の残り
についてはぜひ輸出入銀行から金融を
受けたい、その申し込みを受けまして、
その業者の申し出通り資金が不足して
おって輸銀として融資すべきかどうか、
か、という審査を十分いたしまして、
そうして初めて、しかもそのうちの何
割か、六・四とか七・三とかいろいろ
ありますけれども、一定部分を民間の
金融機関で持って、残りを輸出入銀行

が持つというふうな、何段階かステッ
プをつけて輸銀の融資をするのであり
ます。あくまでも民間においてそうい
う商売取引ができるということが前提
でございます。今までのところ、これ
らの中共、ソビエトではございません
けれども、比較的それに近いところと
しては——近いかどうか知りませんけ
れども、ユーゴスラビアでは相当大き
なプラントをやっていることは御承知
の通りでございますが、とにかく既存
の商取引があったかかったかという
ことが問題でありまして、輸銀として
はそれを受けてあくまでいくというの
が建前でありまして、私は今までのと
ころは、そういう現実の、そういう長
い取引というものがなくないというこ
とが原因であらうと、こう考えておりま
す。

○大矢正君 プラントを伴った場合の
ときはこれは問題がないのですが、一
応それはそれで伏せて、かりに今度新
しく……今までも投資金融というの
は行われておりますけれども、特に今度
窓口が広がり、中共なんかのように、
何といいますが、国交と申しますか、
そういうものが回復をしていない場合
は別でありますけれども、ソビエトが
まさか日本に金を貸してくれというこ
ともあり得ないと思われけれども、そ
れ以外のすでに国交回復しつつあるよ
うな現状の——かりに俗な言葉でいう
と共産圏には、投資金融や事業金融とい
うものが行いうことができるのかどう
か、その点ちょっとお尋ねしてみたい
と思ひます。

○政府委員(東條猛猪君) 法律的には
できるわけでありまして。現実問題は、
現実のビジネスの問題としてそういう
ことがあるかどうか、ということに

問題がかかって参ると思ひます。

○大矢正君 結局プラントを伴う、い
わゆる輸出金融の場合は銀行との協調
融資がこれは原則ですがね。それから
まあ銀行が金を貸すくらいだから輸出
入銀行が金を貸したって間違いないだ
ろうというところがそこら出てくると
思ひますけれども、実際に海外の投資
金融や事業金融というものはこれは協
調融資というものが伴わない。いうな
らば輸出入銀行単独で行わなきゃなら
ぬいわゆる金融だ、こう私は思うの
ですが、そうでない場合もあるでしょ
うけれども、大部分はそういうことに
なってくると思う。そこでまた逆戻り
するようですけれども、先ほどのあな
たの説明を聞くと、法律的にはかりに
共産圏に対して取引のされる内容につ
いても輸出金融は認められるのだ、しか
し実際のには、それじゃそういうところ
に対して銀行の協調融資というものが
得られるかどうかということになる
と、なかなかこれは今の情勢ですから、
もちろん得られてやっているとところも
あるであらうけれども、非常に
少いじゃないか、圧迫をされるという
か押えられるというか、そういうこと
になつてくると私は思うのですが、協
調融資というものを原則にして、それ
がなければ輸出入銀行は金を出さない
のだということにこだわっておると、
非常に共産圏との貿易の面では伸び
悩みをむしろ金融の面から来た危険
性があるのではないか、この際もしそ
ういう資格要件に欠けるものが、それ
は業務方法書の内容によってか何かは
別として、資格要件に欠けるものがあ
るならば、積極的にむしろ大蔵省として
はバックアップをして、ますます今の

共産圏との貿易も拡大するという方
向に努力をしてやるのが妥当ではな
いかと、私はそう思うのですが、これ
は政治的なことかどうか、その解釈を
される面もありますけれども、いかが
でしょうか、そういう考え方にいつ
ては……。

○政府委員(東條猛猪君) 私、先ほど
申し上げましたのをちょっと訂正させ
ていただきますが、ソ連の関係
で船舶の修理をいたしまして、その代
金が延べ払いになりました、それに對
して輸銀が融資をいたした事例がござ
いますので、実例がないと申し上げま
したのは、その点ちょっと訂正させて
いただきます。

それから投資金融にいたしまして
も、あるいは輸出金融にいたしまして
も、私どもの考え方からいたしますと、
と、あるいは銀行家の考え方からいた
しますと、実は円金融でございます
で、国内で金を貸す場合、一体償還能
力があるか、担保があるかという問題
は、いわば国内の担保物件で判断いた
すわけであります。輸銀は決して政治
い金融をやりませんので、非常に手
がたい金融をいたしておりますから、こ
に借りたという意図が、国内的に信
用があるか、それから担保の場合には、
一体国内に融資の担保としての価値の
ある物件があるか、ということから判
断いたしております。私どもの考え方
からいたしますと、これが共産圏であ
るから優先的に考えらるゝか、あるいは
これは共産圏であるから優先的な順位
を落して考えるという考え方をすべき
じゃなくて、やはり基本的な商取引とい
うものが成立をする。その商取引とい
うものは、どこから見てもりっぱな取

引だ、そうして国内的には輸銀の融資
の担保としてりっぱなものがあるとい
うことであるならば、平等な立場にお
いてビジネスの問題として輸出入銀行
はやるべきだ、私はそう考えます。

○大矢正君 きのうちょっとお願いし
ておいたのですが、外資の導入という
言葉が当てはまるかどうかわかりませ
んが、世界銀行からの借款の内容、条
件、それからそれ以外に、世界銀行以
外の民間を含めた外資が日本に入つて
くる場合の条件の資料をいただきたい
というのを申し上げておいたのです
が、それはどうなっておりますか。

○政府委員(東條猛猪君) 実は非公式
にござんいたかと思つております
ので、概略だけちょっと申し上げてみま
す。現在までに……十二月三十一日
現在を便宜としますと、世界銀行から
は合計七千七百九十万ドルの借入金と
申しますか、外資導入と申しますか、
それが七千七百九十万ドルでございます
。条件はいろいろでございますが、
四割四分の三から五割までいろいろで
ございます。それから期間は十二年か
二十年というふうなことになるので
あります。数口ございまして、それから
ワシントン輸出入銀行でございます
が、これは電力関係の火力発電設備の
借入れがございまして、この金額は
一千七百四十二万八千ドルでございます
。条件は年五分でございます。期間は
十九年二カ月、以上がいわば政府——
政府という言葉は悪いのでござい
ますが、純民間以外の相手方でございます
が、一般の借入金といたしましては相
当数まとめてございまして、一億五
千七百万ドルということになっており

ます。これは相手方は主にアメリカの市中銀行でございまして、やはり利率は四分から大体六分、それから期間は三年ないし五年というようなことでございまして、その金額は先ほど申しましたように一億五千七百万、従いまして世銀の七千七百九十万、ワシントン輸出入銀行の千七百四十万その他の一億五千七百万、合せますと二億五千二百万ドルというのが昨年までの実績でございします。あと詳細は別途ごらんいただきます。

○椿繁夫君 きようはこの程度にしていただいて、残余の質疑は明後日続行されるように要望いたします。

○委員長(廣瀬久忠君) 本案の質疑は本日はこの程度にとどめ、本日は散会いたします。

午後三時九分散会

四月二十六日本委員会に左の案件を付託された。

一、たばこ専売法の一部改正に関する請願(第一八八三号)

一、金融引締め緩和に関する請願(第一八八四号)

一、元満州鉄道の社員の退職手当等支払に関する請願(第一八九四号)

第一八八三号 昭和三十三年四月十六日受理

たばこ専売法の一部改正に関する請願

請願者 鹿児島県議會議長 米山恒治

紹介議員 迫水 久常君

全国でも低位生産性にある本県畑作農家の経済は、唯一の換金作物である葉たばこ耕作に依存するところをわめて大きく、従つてこれが合理的な耕作い

かんは直接農家経済に影響するのである。目下政府においても葉たばこ耕作の合理化を期するため、専売法の一部改正を企図しているが、これが改正に当つては、特に耕作農民の生産意欲を増加させることを基調として、(一)耕作許可制度の確立と審議会制度の充実、(二)耕作団体の法人化と前渡金率の引上げ、(三)再審査制度の合理化とこれが適切な措置等の実現を期せられたいとの請願。

第一八八四号 昭和三十三年四月十六日受理

金融引締め緩和に関する請願

請願者 鹿児島県議會議長 米山恒治

紹介議員 迫水 久常君

鹿児島県の中小企業は、規模が極めて零細で、金融機関に対する信用力もろく、資金の調達には相当苦慮している実情であり、また現在のきびしい金融引締めの下においては、これら企業経営の合理的運営の阻害はもと論事業不振に伴う社会的問題の発生等も予想されるから、すみやかに、金融情勢緩和の適当な方策を樹立推進せられたいとの請願。

第一八九四号 昭和三十三年四月十六日受理

元満州鉄道の社員の退職手当等支払に関する請願

請願者 鹿児島県鹿児島郡谷山町塩屋五五九 米重常吉

紹介議員 迫水 久常君

元南満州鉄道株式会社社員の日本人社員であつた者が会社に対して有する債権(退職手当、身元保証金、傷病手当、未払

賞与金、共済年功金、退職手当受取延期金、社員貯金及び寄託株券等)を政府において現在の生活費を基準として公正妥当な額に換算の上早急に支払われたいとの請願。